

令和6年度東海市污水ポンプ施設設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低地（所有者等の都合により、人為的に低位置となった土地を除く。）であること又は水路等が障害となることにより、污水を自然流下で公共下水道に排除することが困難な家屋等において、公共下水道を利用するために污水ポンプ施設の設置又は更新を行う者に対し、補助金を交付することにより、公共下水道の利用を促進し、もって生活環境の向上及び水質保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「污水ポンプ施設」とは、污水を公共下水道に排除するために建築物の所有者が設置する施設（建築物の地階から排出される下水を排除するために必要な施設を除く。）で、污水槽、污水ポンプ、電気設備及び圧送管（以下「污水槽等」という。）を備えたものをいう。

(補助対象污水ポンプ施設の制限)

第3条 補助金の交付の対象となる污水ポンプ施設（以下「補助対象污水ポンプ施設」という。）は、1敷地（1筆の土地又は隣接する2筆以上の土地で、形状および利用状況により一体をなしていると認められるものをいう。）につき1施設とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と緊密な関係を有する者に該当しないこと。
- (3) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める要件
 - ア 污水ポンプ施設を設置する場合 次に掲げる要件
 - ㊦ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域に建築物を有し、又は建築を予定していること。
 - ㊧ 当該污水ポンプ施設を東海市下水道条例（平成元年東海市条例第33号）第3条第4号に規定する排水設備と併せて設置すること。

(ウ) 当該汚水ポンプ施設の設置について、当該汚水ポンプ施設に係る土地の所有権及びその他の権利を有する者の承諾を得られていること。

イ 汚水ポンプ施設を更新する場合 次に掲げる要件

(ア) 更新を要すると判断するに足りる相当な理由があること。

(イ) この要綱及びこの要綱に相当する要綱により当該汚水ポンプ施設に係る実績報告について適当と認められた日から起算して1年を経過していること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事に要する費用とする。

(1) 汚水ポンプ施設を設置する場合 当該汚水ポンプ施設の設置に係る工事及びこれに伴う原型復旧工事

(2) 汚水ポンプ施設を更新する場合 当該汚水ポンプ施設の更新に係る工事及びこれに伴う原型復旧工事

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額（汚水ポンプ施設を更新する場合には、当該額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額）に100分の50を乗じて得た額（1,000円未満の端数金額は切り捨てる。）とし、予算で定める額の範囲内において交付する。

(1) この要綱及びこの要綱に相当する要綱により当該汚水ポンプ施設に係る実績報告について適当と認められた日から起算して10年以上経過している場合

100分の100

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の50

2 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度額とする。

(1) (2)以外の場合 70万円

(2) 汚水ポンプ施設を更新する場合で前項第2号に掲げる場合に該当するとき
20万円

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 汚水ポンプ施設に係る場所の位置図
- (2) 汚水槽等の型式及び能力を記載した資料
- (3) 施工する前の現場の状況が分かる写真
- (4) 工事費見積書の写し
- (5) 汚水ポンプ施設を設置する場合には、汚水ポンプと接続される建築物及び汚水排水先の地盤高が分かる資料
- (6) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の場合において、補助対象汚水ポンプ施設を共有することとなる者が交付申請をしようとする場合には、その代表者がこれを行わなければならない。

(補助金の変更申請)

第8条 前条の申請内容に変更を生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助金の交付の内定及び通知)

第9条 管理者は、前2条の申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(設置及び更新の中止)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、汚水ポンプ施設の設置又は更新を中止しようとする場合は、中止届を管理者に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、汚水ポンプ施設の設置又は更新に係る工事が完了したときは、完了の日から起算して7日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を管理者に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 管理者は、前条の報告書を受理したときは、速やかに検査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、検査に合格しない場合は、直ちに修補して再度検査を受けなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の支払を受けようとするときは、請求書を管理者に提出しなければならない。

(汚水ポンプ施設の維持管理等)

第14条 補助事業者は、汚水ポンプ施設の設置又は更新に係る工事の完了後、その責任と負担において汚水ポンプ施設が正常に機能するように適正に維持管理しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき
- (3) その他管理者が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。